

## 尾張旭市建設工事成績評定結果活用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の品質向上を図るため、尾張旭市工事等成績評定要領（平成15年4月1日施行）に基づく工事成績評定（以下「評定点」という。）を入札制度に活用することについて必要な事項を定めるものとする。

(総合評価一般競争入札への活用)

第2条 総合評価一般競争入札における評価値の算定において、成績が優良な者については、その評定点に応じて加算をする。

- 2 前項の規定による加算の点数については、尾張旭市入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）において総合評価一般競争入札の案件ごとに定める。

(指名停止等の措置)

第3条 市長は、市が発注した工事の評定点が50点未満（当該工事に起因する指名停止の措置を受けたことにより評定点の減点があった場合を除く。）である当該工事を請け負った者に対し、尾張旭市指名停止取扱要領（平成12年2月1日施行）（以下「取扱要領」という。）別表第1第2号に該当するものとし、同要領第3条の規定に基づき、指名停止の措置を行う。

- 2 工事の評定点が50点以上60点未満の評価を受けた場合は、当該工事を請け負った者に対し、工事成績評定に係る警告書（別記様式）による通知を行う。
- 3 前項による評定点を同一年度に2回受けた場合は、工事を請け負った者に対し、取扱要領別表第1第2号に該当するものとし、同要領第3条の規定に基づき、指名停止の措置を行う。なお、この場合2回目の評定点に対する警告書による通知は行わないものとする。
- 4 第1項又は前項の規定による指名停止等の措置は委員会において定める。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に契約を締結した建設工事については、本要領の規定は適用しない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に契約を締結した建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

工事成績評定に係る警告書

商号又は名称

代表者氏名

様

尾張旭市長

印

この度、貴社が尾張旭市発注の下記工事において工事成績が50点以上60点未満に評価されたことは誠に遺憾であり、かかる事態が再び生ずることのないように十分注意されたく、警告します。

については、今後受注工事に向けて工事施行方法等の改善報告書を提出してください。

なお、工事成績が50点未満に評価された工事の検査結果通知書が交付された場合又は、工事成績が50点以上60点未満に評価された工事の検査結果通知書が同一年度に2回交付された場合は、尾張旭市が発注する建設工事等の入札に対する参加を一定期間停止する指名停止措置が科されるため、十分注意してください。

記

1 工事名

2 工事場所

3 請負代金額

4 工期

5 工事成績評定点 点

6 報告書提出期限 年 月 日まで